

# SU LETTER

エスユー レター Vol.2



## アントレプレナー

### 「会社の決算期は何時に設定すれば良いのか？」

皆様の会社の決算期はいつでしょうか？また、決算期を決定した理由は何でしょうか？ ちなみに国税庁の平成18年2月～19年1月期間の統計資料によれば、決算期と法人数は以下の通りです。1月 96,823社、2月 187,872社、3月 579,083社、4月 203,607社、5月 231,986社、6月 268,150社、7月 215,069社、8月 250,927社、9月 308,136社、10月 122,250社、11月 80,592社、12月 277,067社 計 2,821,562社です。

やはり3月が多く、ついで9月、12月となっています。

決算期は、連結を組む必要や、許認可などの制約がない限り、以下の点を考慮して、戦略的に決めるのが良いと思います。

① 資金繰り面では、期首から3カ月以内に売上のピークが来るよう設定すれば、納税資金や設備投資や臨時ボーナスなどの資金を確保しやすくなります。②業務負担の点からは、営業社員の経費精算、売上請求書の発行、在庫の棚卸などの決算業務が、業務のピーク時期と重ならない点も大切です。③消費税の点から資本金が1千万円未満の会社ですと設立から2期間の間、申告及び納付の免除を選択出来ます。設立から1期目の終了を可能な限り長く確保し、免除金額を有利なように決算期を設定する事をお奨めします。皆様の会社の決算期はいかがでしょうか？

## 国際税務

### 「インド人技術者から受ける役務の提供には注意！」

ロイヤリティー等の「使用料」を海外の業者に支払をする際、わが国の源泉税が課されたり租税条約で減免されたりすることは知られている。インドのソフト開発会社等からインド人技術者を派遣してもらい、対価を支払う際にインドだけは注意を要するのをご存知だろうか？日本・インドの租税条約によれば、日本の会社がインドの会社に対して「技術者その他の人員によって提供される役務を含む経営的若しくは技術的性質の役務又はコンサルタント役務の対価」を支払う所謂「技術上の役務に対する料金」に対しては10%の源泉税が課されるのである。インドとの取引においては、単にロイヤリティー等の「使用料」だけでなく、技術者やコンサルタントの役務提供にも十分気をつけなければならない。インド技術者は数学にも秀でており、英語も堪能で、コスト面からも廉価なので随分人気を博しているが、対価を支払う際にはほとんどない落とし穴が待っているわけである。この特殊な条項は、改正後も現存している。

## “Win Win World”

### 投資

#### 「よいお買い物」

昨年秋ころから円高水準になり、お隣の韓国のウォン安で、1年前に100円＝1000ウォンだったものが、昨年末では1500ウォンとなっています。1年前の3分の2の値段で買い物ができるチャンス到来です。日本株式市場においては、国際優良銘柄であるトヨタ自動車の株価を見てみると、平成20年1月時点では6000円（100株）であったものが昨年末には約3000円となりました。1年で50%の下落です。このような先行き不透明さが市場を覆い尽くしているさなか、日本株や日本の不動産を安値で購入して、今が投資チャンスと考えている外国人投資家もいます。例え銀行等のファイナンスが無くても、自己資金で投資を出来る人々です。まさに、強気と弱気の投資家マインドが交錯している状況です。

## アクセス

### 横浜事務所

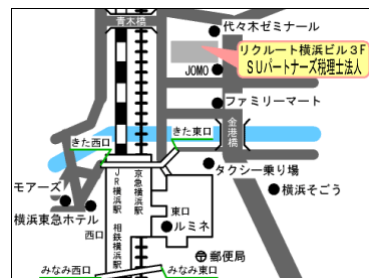
◆横浜事務所所在地◆

〒221-0056

神奈川県横浜市神奈川区金港町6番地3

横浜金港町ビル3階

TEL : 045-442-0851 FAX : 045-453-2851



### 銀座事務所

◆銀座事務所所在地◆

〒104-0061

東京都中央区銀座6-2-1

ダウ・インチ銀座ビル2階 That's office 内

TEL : 03-3573-0070 FAX : 03-3572-2480

